

鳥獣の捕獲を目的とした入林届の提出状況

令和7年10月1日 時点

番号	入林場所		入林目的	捕獲方法	捕獲対象鳥獣	入林期間		入林者 人数
	市町	国有林名(立入禁止区域を除く)				自	至	
1	伊豆市	湯ヶ島、棚場山、筏場、地蔵堂、菅引国有林	有害鳥獣捕獲	銃器	シカ・イノシシ	R7.4.7	R7.6.30	9
2	伊豆市	湯ヶ島、棚場山、筏場、地蔵堂、菅引国有林	指定管理鳥獣捕獲等	銃器・わな	シカ・イノシシ	R7.4.24	R8.3.19	1
3	伊豆市	中伊豆官公造林地17林班、菅引国有林291～299林班	指定管理鳥獣捕獲等	わな	シカ・イノシシ	R7.5.16	R8.1.20	7
4	伊豆市	湯ヶ島国有林	指定管理鳥獣捕獲等	銃器・わな	シカ・イノシシ	R7.6.5	R8.3.19	4
5	伊豆市	湯ヶ島、棚場山、筏場、地蔵堂、菅引国有林	有害鳥獣捕獲	銃器	シカ・イノシシ	R7.7.1	R8.3.15	9
6	伊豆市	湯ヶ島、棚場山国有林	有害鳥獣捕獲	銃器・わな	シカ・イノシシ	R7.7.3	R7.10.31	11
7	西伊豆町	仁科国有林	指定管理鳥獣捕獲等	わな	シカ・イノシシ	R7.10.1	R8.3.19	2
8	伊豆市	湯ヶ島、棚場山、筏場、地蔵堂、菅引国有林	有害鳥獣捕獲	銃器・わな	シカ・イノシシ	R7.9.19	R7.10.31	11
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								